中城村人材育成基金条例施行規則

（目的）
第１条　この規則は、中城村人材育成基金条例（平成21年中城村条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（助成金の対象）
第２条　中城村内に在住又は中城村内の学校等へ在学する者（いずれも、高等学校生徒以下の者）が、次の各号のいずれかに該当するときは、予算の範囲内において助成を行うものとする。
⑴　運動競技に係る派遣については、各種連盟及び協会が主催、又は共催する大会において、３位以上又はそれに準ずる成績により上位の大会へ派遣される者（派遣メンバーとして登録された選手等。マネージャー等を含む。以下同じ。）及び県又は各種連盟等の選抜メンバーとして、推薦により大会へ派遣される者
⑵　文化的活動に係る派遣については、文化的教育活動の団体などが主催、又は共催する大会の成績において、３位以上又はそれに準ずる成績により上位の大会へ派遣される者及び県又は各種文化活動の団体等の代表として推薦により大会へ派遣される者
⑶　村の規定や要綱などで定めた人材育成に寄与する事業
⑷　その他村長が必要と認める事業
２　前項に規定するもの以外に、次の各号のいずれかに該当するときは、助成の対象としない。
⑴　営利を目的としたもの
⑵　特定の政治団体、宗教団体、営利団体の宣伝を目的とするとき
⑶　必要な経費が、容易に調達できる見込みがある場合
（助成金の額及び助成の回数）
第３条　助成額は、別表により定めた額を支給する。但し、派遣に要する事業費が助成額を下回る場合は、その事業費の範囲内とする。
（助成金の交付申請）
第４条　助成金の交付を受けようとするものは、人材育成事業助成金交付申請書（様式第１号）に当該事業に係る予算書、選手登録名簿、大会要綱などの関係書類を添えて、村長に提出しなければならない。
（助成の決定）
第５条　村長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金交付の適否を決定し、当該申請者に人材育成事業助成金交付決定通知書（様式第２号）又は人材育成事業助成金不交付決定通知書（様式第３号）により通知するものとする。
（助成金の請求）
第６条　助成金の交付を請求しようとする者は、人材育成事業助成金交付請求書（様式第４号）を村長に提出しなければならない。
（報告）

第７条　助成金の交付を受けた者は、助成の対象となった事業の完了後、速やかに人材育成事業実績報告書（様式第５号）を村長に提出しなければならない。

（交付決定の取消及び返還）

第８条　村長は、助成金の交付を受けた者が、災害その他特別の事由による場合を除くほか、次の各号に該当するときは、当該助成金の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した助成金があるときは、期日を指定して当該助成金の返還を求めるものとする。

(1)　虚偽の申請又はその他の不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2)　助成の対象となっている事業を実施せず、又は実施する意思が認められないとき。

(3)　目的外に使用したとき。

(4)　前条の実績報告書を提出しないとき。

（庶務）

第９条　人材育成基金に関する庶務は、生涯学習課において行う。

別表（第３条関係）

派遣される大会の開催場所	助成額(1人あたり)(円)
北海道	45,000　円
青森　秋田　山形　岩手　宮城　新潟　福島	40,000　円
東京　神奈川　埼玉　千葉　栃木　茨城　群馬　山梨 長野　静岡　富山　福井　石川　愛知　岐阜　三重	35,000　円
大阪　兵庫　京都　奈良　滋賀　和歌山　岡山　広島 山口　鳥取　島根　愛媛　香川　徳島　高知	30,000　円
福岡　佐賀　長崎　熊本　大分　宮崎　鹿児島	25,000　円
県内離島	20,000　円
国外	50,000　円